

2023年10月30日

各 位

会 社 名 ジェイフロンティア株式会社 代表者名 代表取締役社長執行役員 中村 篤弘 (コード番号:2934 東証グロース) 問合せ先 執 行役員 コーポレート本部長 岡本 須美子 (TEL. 03-6427-4662)

第6回新株予約権(行使価額固定型)の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日 2023 年 10 月 30 日開催の取締役会において、2022 年 11 月 7 日に発行しました第 6 回新株予約権(行使価額固定型)(以下「本新株予約権」)につきまして、残存する全ての本新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権を消却することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本新株予約権の取得及び消却の概要

(1)	上並且又此上	ジェイフロンティア株式会社第6回新株予約権
	本新株予約権の名称	(第三者割当て)
(2)	取得価額及びその総額	本新株予約権1個当たり100円(総額119,100円)
(3)	取得する新株予約権数	1,191個
(4)	消却後に残存する 新 株 予 約 権 数	0個

2. 本新株予約権の取得及び消却の理由

2022 年 10 月 14 日に開示いたしました「第三者割当による第 4 回、第 5 回及び第 6 回新株予約権(行使価額固定型)の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ」のとおり、2022 年 11 月 7 日に本新株予約権を発行しております。

本新株予約権の取得及び消却については、SOKUYAKU 事業の収益性の強化に向けた取り組みが順調に進んでいることから、投資計画における当面の資金は、手元資金で充足可能である点を考慮した結果、残存する本新株予約権の全部を取得及び消却する意向を割当先に伝達し、本新株予約権による資金調達を中止することといたしました。

以上より、本新株予約権は2023年10月30日まで行使停止としておりますが、本日、本

新株予約権の発行要項に定める取得事由が生じたため、会社法第 273 条及び同法第 274 条並びに本新株予約権の内容(発行要領第 13 項本新株予約権の取得事由(1))に従い、残存する本新株予約権の全部を取得し、消却するものです。

- 3. 本新株予約権の取得日及び消却日 2023 年 11 月 14 日
- 4. 今後の見通しについて 本新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響はありません。
- 5. 第4回、第5回及び第6回新株予約権の行使状況

【第4回新株予約権】

(1)	発	行	新	株	子 糸	j 7	権	数	4, 167 個
(2)	行	使 済	み	の新	株子	約	権	数	1,700 個
(3)	消	却済	み	の新	株子	約	権	数	2,467個
(4)	残	存す	~ る	新	朱 予	約	権	数	0個
(5)	行		使		価			額	2,421円
(6)	行	使し	ζ,	よる	調	達	資	金	411, 570, 000 円

【第5回新株予約権】

(1)	発 行 新 株 予 約 権 数	1,389個
(2)	行使済みの新株予約権数	1,389個
(3)	消却済みの新株予約権数	O個
(4)	残存する新株予約権数	0個
(5)	行 使 価 額	3,600円
(6)	行使による調達資金	500, 040, 000 円

【第6回新株予約権】

(1)	発 行 新 株 予 約 権 数	1,191 個
(2)	行使済みの新株予約権数	O個
(3)	消却済みの新株予約権数	1,191 個
(4)	残存する新株予約権数	O個
(5)	行 使 価 額	4, 200 円
(6)	行 使 に よ る 調 達 資 金	0円

なお、調達資金 911,610,000 円の使途及び支出予定時期について、第4回、第5回及び第6回新株予約権の発行時から変更はございません。

上記に記載した事項以外の発行要項については、2022 年 10 月 14 日公表の「第三者割当による第4回、第5回及び第6回新株予約権(行使価額固定型)の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ」、及び2022 年 10 月 20 日公表の「第三者割当による第4回、第5回及び第6回新株予約権(行使価額固定型)の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本新株予約権の行使停止の決定については、2023年8月30日公表の「第6回新株 予約権(行使価額固定型)に係る行使停止指定の通知に関するお知らせ」をご参照ください。

以上